

水銀排出施設

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	● 燃焼能力（注1）50L/時以上	
	小型石炭混焼ボイラー（注2）		
非鉄金属（銅、鉛、 亜鉛及び工業金） 製造に用いられる 精錬及び焙焼の 工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 （ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金 属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射 炉を含む。）、転炉及び平炉： ● 原料処理能力1t/時以上 金属の精製の用に供する溶解炉 （こしき炉を除く。）： ● 火格子面積1㎡以上 ● 羽口面断面積0.5㎡以上 ● 燃焼能力（注1）50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上
		鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼 結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳 用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5㎡以上 ● 羽口面断面積0.2㎡以上 ● 燃焼能力（注1）20L/時以上
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼 結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳 用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5㎡以上 ● 羽口面断面積0.2㎡以上 ● 燃焼能力（注1）20L/時以上
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ● 燃焼能力（注1）10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、 溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： ● 原料処理能力0.5t/時以上
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）	● 火格子面積2㎡以上 ● 焼却能力200kg/時以上	
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物（注3）又は 水銀含有再生資源（注4）を取り扱う施設 （加熱工程を含む施設に限る。） （施設規模による裾切りはなし。）	
セメントクリン カーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	● 火格子面積1㎡以上 ● 燃焼能力（注1）50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上	

（注1） バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

（注2） バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの

（注3） 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

（注4） 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。